

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成 25年 6月 20日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市左京区岩倉大鷲町422番地		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 公益財団法人 国立京都国際会館 理事長 稲盛 和夫 電話 075-705-1234					
主たる業種	集会場	細分類番号	9	5	1		
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成 23年 4月から平成 26年 3月まで						
基本方針	運営方針の一つに『地球環境保全の追求』を掲げ、気候変動に関する京都議定書が採択された場として、率先して地球環境に優しい会場を目指す。						
計画を推進するための体制	省エネルギー推進組織のリーダーは事務局長とし、メンバーは施設部内のエネルギー管理企画推進者並びにエネルギー管理員で構成し、改修等により省エネの推進を図る。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,603.7 トン	3,529.3 トン	3,479.8 トン		-2.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,480.1 トン	3,529.3 トン	3,479.8 トン		0.7 パーセント	
実績に対する自己評価		関西電力の夏季節電依頼に伴うガスCGS出力増、国の耐震工事、仮設大型テント用発電機など通常のエネルギー利用増等も相まって、計画書の数値目標(第2年度3,208.3t)には及ばず、設備改修等による省エネルギー化のペースも長期的に見て遅れているのも原因の一つと考えられる。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	集会場	事業活動に伴う排出の量 (年間会議参加者数 百人)	1.39	1.74	1.34		10.79 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		第1年度で東日本大震災/福島原発事故により原単位の指標が大きく精度を欠いた実績となり3年計画の数値目標達成は難しいが、第2年度は基準年度より低い結果となり、設備改修等により省エネ効率が上がっているものと推測される。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
		95.0	95.0	100.0			
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	RoomF, G, H, I, J, K照明改修(総本数144本 HIタイプに変更) <H23.12月実施済>					
	(24) 年度	アケスネが地階協力会社事務所バカゲンエコ取替(全10台) <H24.6月実施済> RoomB1, B2, B控室, B7カク, C前廊下, M照明改修(LED483台, HF66台) <H24.12月実施済>					
	(25) 年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月16日はノーマイカーデーとし、実施率100%を目指す。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	京都市の「DO YOU KYOTO?デー」に参加事業者登録(H24年8月9日)。以降、全職員対象にサイボウズによるノーマイカーデーの周知を実施。平成24年度実施率(9月~3月分集計)は91%であった。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン		トン		
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン		トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン		トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン		トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン		トン		
合計	0.0 トン	0.0 トン		0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	『KYOTO地球環境の殿堂』の設置【内容:京都議定書誕生の地である京都の名のもと、世界で地球環境の保全に多大な貢献した方の功績を永く後世にわたって称えるものです。京都から世界に向けて広く発信することにより、地球環境の解決に向けたあらゆる国、地域、人々の意志の共有と取組に資することを目的として、その功績を展示しております。展示コーナー見学10:00~16:30(随時受付)】						
特記事項	『KYOTO地球環境の殿堂』表彰者の紹介展示コーナーを正面玄関及び地下鉄連絡通路の2箇所に設置。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。